

答申第 796 号

諮問第 1367 号

件名：審査請求書を訂正しないと審査請求を却下すると脅し、訂正の強要をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 11 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が平成 27 年 1 月 9 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、審査請求人が愛知県公安委員会に提出した審査請求について、過去に再三年齢を記載することなく審査請求を行い受理が為され、又審議の終了が為されている事案がいくらでもあるにも関わらず、今回に限って、住民サービス課職員 A が、「審査請求書を訂正しない限り、審査請求書を受理しない。」などとし、開示請求人による年齢を記載する必要性についての問いに対して、「年齢を記載することは決まっている。だから、記載しろ。いちいち逆らうな。」として、何ら説明する責務も果たさず、過去に再三重要な違反があるかのように装い、公安委員会を煽って過去に遡って補正命令書の発令が為され、審査請求人の意に反し、訂正の強要が行われたことに対する事実立証をするための開示請求である。開示請求人には愛知県情報公開条例第 1 条に基づき、本件開示情報（過去に行われた審査請求がすべて廃棄されなければならない理由も含め）について「知る権利」がある。

愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号、及び第 10 条には該当しない。

イ 実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提

出されたが、当該意見書の実施機関への送付を拒否していることから、その内容は記載しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第 5 条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、開示請求時においても、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号）に規定されているような保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類の提示又は提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第 7 条に基づいて判断されるものであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第 3 条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、さらに、条例第 7 条第 2 号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第 10 条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件請求対象文書について

ア 審査請求人は、「行政文書及び自己情報開示請求の不服申立人が、過去に年齢を記載することなく再三不服申し立てをしており、且つ情報公開審査会及び個人情報保護審議会において、その審査請求書により審議も為されている事実がありながら」と申し立てた後で、今となって審査請求人に対して、「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、「訂正の強要」をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報の開示を求めたものである。

イ 実施機関は、当初の開示請求書の記載内容について、審査請求人に対し情報公開請求であるのか自己情報の開示請求であるのかを確認したと

ころ、自己情報の開示請求ではなく、情報公開請求である旨の確認ができた。

また、審査請求人は、開示請求書の一部補正には応じたものの、それ以上の補正には応じないと回答したことから、補正された開示請求書の内容から本件請求対象文書を特定することとした。

ウ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧行政不服審査法」という。）第 21 条は、不服申立ての審査庁は、審査請求が不適法であって補正することができるものであるときは、補正を命じなければならないとしている。

愛知県公安委員会事務専決規程（昭和 53 年愛知県公安委員会規程第 3 号）（当時）は、旧行政不服審査法第 21 条の規定による補正命令に関する事務については、警察本部長が専決できることを定めている。

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が審査庁となった場合で、不適法であっても補正できると判断された審査請求があれば、公安委員会の名において警察本部長が補正を命じることになる。

エ 警察本部長は、関係法令を適正に適用して補正命令を行っており、「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、「訂正」を「強要」するはずはなく、その命令に係る「責任者の氏名及びその役職が分かる情報」が記載された文書が作成されることはない。

(3) 本件請求対象文書の性質

本件請求対象文書の存在不存在以前の問題として、本件開示請求書には、「行政文書及び自己情報開示請求の不服申立人が、過去に年齢を記載することなく再三不服申し立てをしており、且つ情報公開審査会及び個人情報保護審議会において、その審査請求書により審議も為されている事実がありながら、今となって審査請求人に対して「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、訂正の強要をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報。（公務員の対応としては、「これからは、一応年齢を記載して下さい。」で十分である。）」という、特徴のある記載がなされており、開示を求めている特定の審査請求の処理に関する情報が詳細に記載されている。

これらの記載は、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、審査請求人又は審査請求人の関係者が当事者となっている行為に関する情報の開示を求めているものと解するほかはないから、仮に本件請求対象文書が存在しても、審査請求人又は審査請求人の関係者という特定の個人の情報を含んだ文書となる。

(4) 不開示情報該当性

特定の個人の情報を含んだ文書となる本件請求対象文書のありなしを回答することは、公安委員会の名において警察本部長が、「審査請求人」とい

う特定の個人に対して、「今となって」「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、訂正の強要をした事実の有無を回答することとなる。

したがって、本件請求対象文書の存否を答えることは、何人に対しても開示請求権を認めている情報公開制度において、特定の個人に関する情報を開示することとなる。

この個人に関する情報は、条例第7条第2号に該当する、特定の個人を識別できる情報であり、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しない不開示情報である。

さらに、この情報は、年齢の記載のない不適法な書類により不服申立てを行い続けた行政文書及び自己情報開示請求の不服申立人及び「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅され、訂正の強要をされた審査請求人という者に関する情報であり、特定の個人を識別できる可能性の高い情報であることに加えて、みだりに公にすることにより、該当する個人の人格を侵害する可能性を有する類いの情報である。

(5) 条例第10条該当性

特定の個人の情報を含む行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、特定の個人に関する情報の有無を答えることと同じ結果を招くことになり、不開示とすべき条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、条例又は愛知県個人情報保護条例に基づく行政文書又は自己情報の開示請求に係る不服申立人が過去に年齢を記載することなく再三不服申立てをしており、かつ、愛知県情報公開審査会及び愛知県個人情報保護審議会において、その審査請求書により審議もなされている事実があるにもかかわらず、今となって審査請求人に対して、「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、訂正の強要をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報が記載された文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだ

けで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第7条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方に基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、審査請求書の訂正をめぐる実施機関とのやり取りの内容に触れているなど、特定の個人が公安委員会に審査請求をし、当該審査請求書の訂正について実施機関とやり取りがあったという前提のもとになされたものであると認められる。

よって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が公安委員会に審査請求をし、当該審査請求書の訂正について実施機関とやり取りを行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第7条第2号に該当する。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書及び自己情報開示請求の不服申立人が、過去に年齢を記載することなく再三不服申し立てをしており、且つ情報公開審査会及び個人情報保護審議会において、その審査請求書により審議も為されている事実がありながら、今となって審査請求人に対して「審査請求書を訂正しないと審査請求を却下する。」と脅し、訂正の強要をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報。(公務員の対応としては、「これからは、一応年齢を記載して下さい。」で十分である。)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 4. 6	諮問
27. 6. 26	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 7. 1	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 3 (第480回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 6. 23 (第491回審査会)	審議
28. 8. 3 (第495回審査会)	審議
28. 9. 16	答申